

最高裁秘書第3411号

令和3年11月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年10月4日付け（同月7日受付、第030553号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成12年12月26日付け最高裁総三第149号総務局長通達（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

督促手続に関してコンピュータを利用して事務処理を行う場合の[]等の様式について

平成12年12月26日総三第149号地方裁判所長宛
総務局長通達

改正 平成18年2月24日総三第000258号
平成23年3月17日総三第000036号

平成5年3月30日付け最高裁総三第13号総務局長通達「コンピュータを利用して事務処理の運用について」に基づき、標記の様式を下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 []の様式

- (1) []の様式は、別紙様式第1のとおりとする。
(2) []の様式は、別紙様式第2のとおりとする。

2 []の様式

[]の様式は、別紙様式第3のとおりとする。

3 []の様式

[]の様式は、別紙様式第4のとおりとする。

付 記

- 1 この通達は、平成13年1月1日から実施する。
2 平成6年12月26日付け最高裁総三第78号総務局長通達「督促手続に関してコンピュータを利用して事務処理を行う場合の[]等の様式について」は、平成12年12月31日限り、廃止する。

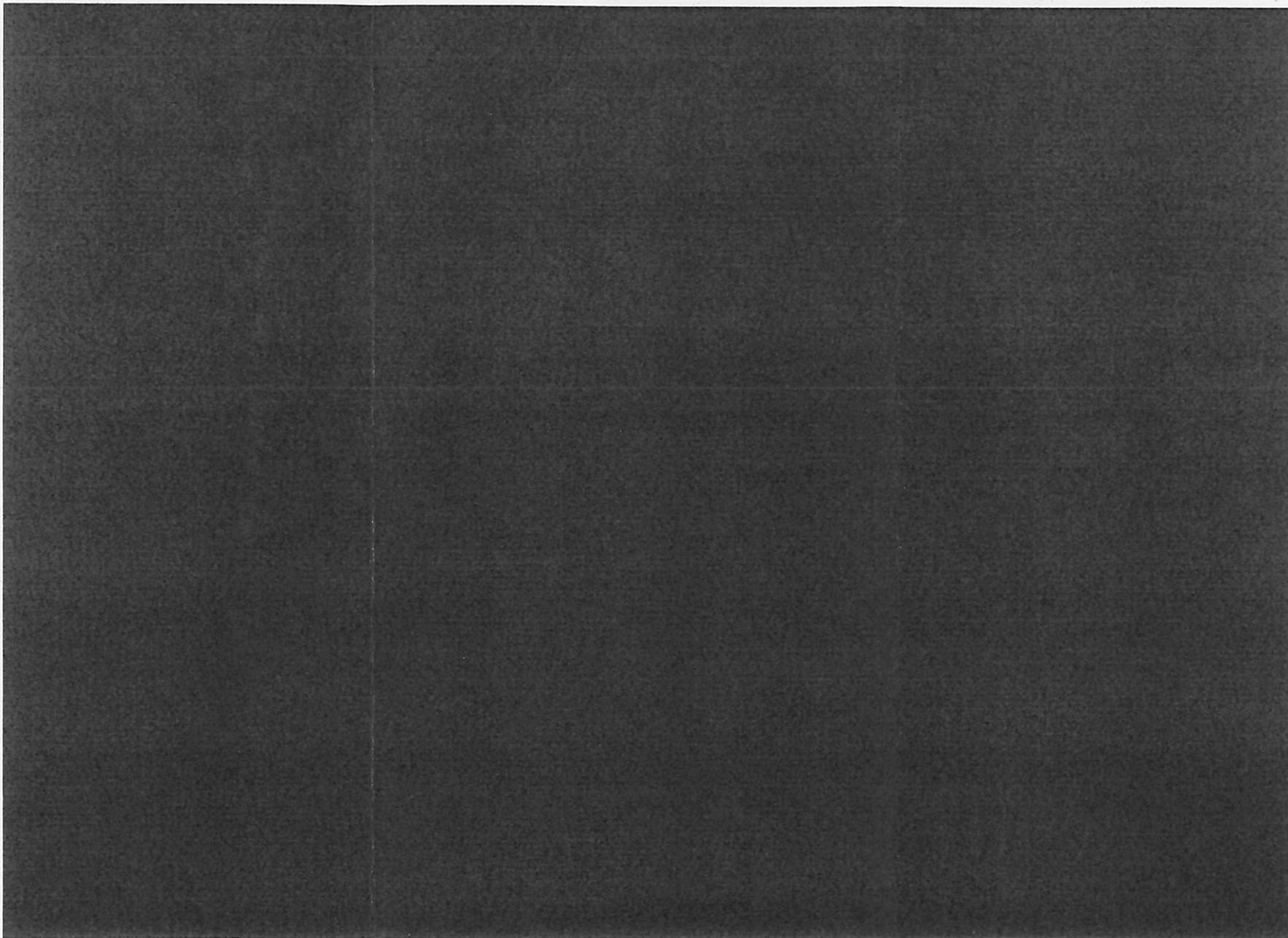
付 記（平18. 2. 24総三第000258号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

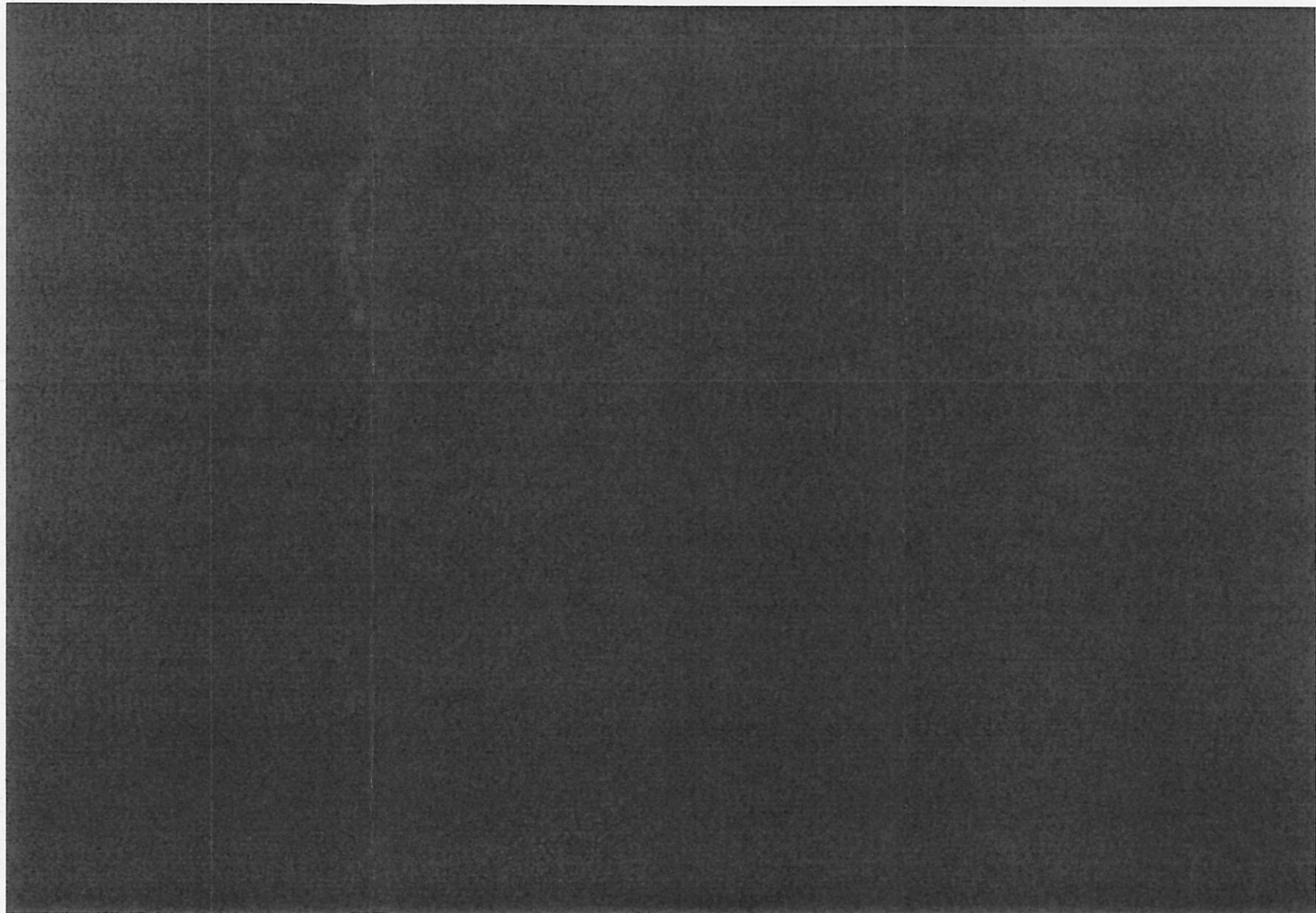
付 記（平23. 3. 17総三第000036号）

この通達は、平成23年3月17日から実施する。

(別紙様式第1)



(別紙様式第2)



(別紙様式第3)

(別紙様式第4)

